

(設計業務等委託契約・指名競争入札)

入札条件

1 電子入札

本件は、安芸高田市の電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して入札を行う電子入札案件であり、安芸高田市電子入札実施要領（以下「電子要領」という。）の適用を受ける。

- (1) 電子入札システムを利用できるものとして登録されている者（以下「利用登録者」という。）は、電子要領に定めるところに従い、電子入札システムを利用して手続を行わなければならない。ただし、やむを得ない場合において発注機関から書面参加の承認を得た利用登録者（以下「書面参加者」という。）は、それ以後の書類の提出を書面によって行うものとする。
- (2) (1)以外の者は、書面によって書類を提出する方法により、本件入札に参加することができる。

2 入札保証金

免除する。

2の2 契約保証金

安芸高田市財務規則（平成16年規則第39号）第75条の規定により、契約金額の10分の1以上を納めなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、契約保証金の納付を免除する。

- (1) 金融機関・保証事業会社の履行保証保険契約に係る保証証券を提供したとき。
- (2) 国債・地方債、政府・金融機関の債権又は金融機関の小切手・手形など確実な担保が提供されたとき。
- (3) 契約の日の属する年度及びその前2年度の間に当該入札に係る契約と種類を同じくし、かつ、規模を同等以上とする契約を市又は国若しくは他の地方公共団体と2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

3 入札方法

- (1) 電子入札システムを使用して入札書を提出すること。ただし、書面参加者は、書面により3桁のくじ番号を記載した（くじ番号の記載のない場合は「001」と記載されたものとする。）入札書を作成の上、次の事項を記載した封筒に封入して、持参により提出すること。
 - ア 提出者の商号又は名称
 - イ 入札書が在中している旨
 - ウ 当該入札等に係る委託業務等の名称及び開札日
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に該当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合はその端数金額を切り捨てた金額）をもって

落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 提出された入札書の書換え、引替え、又は撤回は、認めない。

4 落札者の決定方法

- (1) 安芸高田市財務規則第 8 9 条の規定に基づいて決定された予定価格の制限の範囲内の額で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 開札の結果落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、開札を行った場で直ちに、電子くじによるくじ引きを行って落札者を決定する。

5 無効入札について

次の各号のいずれかに該当する場合、当該入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格がない者が入札を行ったとき。
- (2) 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。
- (3) 入札者が 2 以上入札をしたとき。
- (4) 他人の代理を兼ね、又は 2 人以上を代理して入札をしたとき。
- (5) 入札者が連合して入札をしたときその他入札に際して不正の行為があったとき。
- (6) 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。
- (7) 入札が 1 であるとき。
- (8) 入札に際しての注意事項に違反した入札をしたとき。
- (9) その他安芸高田市財務規則第 9 2 条各号のいずれかに該当するとき。

6 課税事業者又は免税事業者である旨（予定を含む）の届出

業務委託契約書においては、契約の相手方が課税事業者の場合においては、業務委託料に併せて当該取引に係る消費税額を明示するので、落札決定後、落札者は次の事項について直ちに届け出ること。

課税事業者であるか免税事業者である旨（予定を含む）。

7 管理技術者について

本業務の管理技術者は、発注者が特に認めた場合を除き、次のとおり他の業務（管理技術者を置くことが求められる業務分野で業務分野別金額〔当該委託業務の契約金額に当該委託業務を構成する業務分野の構成比率を乗じて得た額。以下同じ。〕が 5 0 0 万円〔消費税及び地方消費税相当額を含む。以下同じ。〕以上のものをいう。）の管理技術者を兼務することを制限する。

ただし、当該業務分野の管理技術者が技術士法（昭和 5 8 年法律第 2 5 号）第 2 条第 1 項に規定する技術士又は建築士法（昭和 2 5 年法律第 2 0 2 号）第 2 条第 2 項に規定する一級建築士である場合は、(1) 又は (2) にかかわらず、当該業務分野の外に 1 0 件以上又は業務分野別金額の総額が 4 億円を超える業務分野の管理技術者を兼務させないこととする。

- (1) 業務分野別金額が4、500万円以上となる場合は、専任で配置させることとする。
- (2) 業務分野別金額が500万円以上4、500万円未満となる場合は、当該業務分野の外に5件以上の業務分野（500万円以上4、500万円未満の業務分野）の管理技術者を兼務させないこととする。

また、この管理技術者の兼務の制限に関し、契約締結の際に誓約書を提出しなければならない。

なお、業務分野の構成比率は、業務目的、設計金額の構成割合等によるものとする。市以外の発注機関の業務については、適用分野を発注者に確認し、当該業務分野の管理技術者が兼務制限の対象となるかどうかを判断すること。

8 前金払について

1件の業務委託料が500万円以上の業務においては、土木設計業務等委託契約約款（以下「土木約款」という。）第34条（建築関係建設コンサルタント業務にあつては、建築設計業務等委託契約約款（以下「建築約款」という。）第37条）の規定に基づき前払金の支払を請求することができる。

9 その他

- (1) 土木約款第29条第4項（建築関係建設コンサルタント業務にあつては、建築約款第32条第4項）の「業務委託料」とは、被害を負担する時点における業務委託料をいう。
- (2) 土木約款第29条中（建築関係建設コンサルタント業務にあつては、建築約款第32条中）1回の損害額が当初の業務委託料の5／1、000の額（この額が20万円を超えるときは20万円）に満たない場合は、第4項の「当該損害の額」は0として取り扱う。